

北上地区消防組合消防本部訓令第6号

消防機関

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月25日

北上地区消防組合消防本部

消防長 昆野美継

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱（平成28年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(助成額) 第3条 助成金の額は、大型自動車免許の取得に直接要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が <u>10万円</u> を超えるときは、 <u>10万円</u> を限度とする。	(助成額) 第3条 助成金の額は、大型自動車免許の取得に直接要した経費に2分の1を乗じて得た額 <u>(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</u> とし、その額が <u>20万円</u> を超えるときは、 <u>20万円</u> を限度とする。
2 [略]	2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。